



顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置
～「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動～
各種の集客方法と景表法・総付景品ガイドラインとの関係 三堀 清

機構の動き

6月度<2022年6月1日~6月30日>

遊技機等への立入検査関係

6月度 立入検査店舗数206店舗
(遊技機検査165店舗、計数機検査41店舗)
6月末日 誓約書提出店舗数8099店舗 (対前月比▲82)

依存防止対策調査の関係

6月度 依存防止対策調査実施店舗数133店舗
6月末日 承諾書提出店舗数7947店舗 (対前月比▲77)

会議開催関係

6月6日(月)に定例理事会及び定時社員総会を開催した。
定例理事会においては立入検査実施要綱等の一部改定の件などについて審議を行い、異議無く承認可決した。この改定の主旨は、全国のパチンコホールで検査・調査を実施している当機構の検査要員が着用する「統一ジャンパー」に、「夏用ベスト」を加えることで、「夏用ベスト」は完成次第、その見本等を当機構HPなどに掲載することを予定している。また、定時社員総会においては2021年度の計算書類(決算)承認の件が異議無く承認可決された。

CONTENTS

8 AUGUST
2022

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置 ~「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動	1
各種の集客方法と景表法・総付景品ガイドラインとの関係	5
三堀 清	5
店長に求められる知識「業界知識XXII」	8
銀世界の裏154「新たな挑戦(後編)」	11



表紙の
はなし

秋田県仙北市 角館のささら舞

武家屋敷と枝垂桜の観光でおなじみの、みちのくの小京都、角館(かくののだて)。400年の伝統を持つささら舞も、盆の行事として知られている。獅子が腹に付けた太鼓を叩いて踊る「獅子舞」を、木製楽器「ささら」を鳴らして盛り立てることから、ささら舞といわれる。「ささら」は、多数の木片を結び付けた楽器で、木片を次々に波立たせると、シャツという小気味いい音が響く。

江戸時代初め、佐竹家19代当主義宣(よしのぶ)は徳川家康に、常陸から秋田の転封を命じられた。石高が激減する秋田藩への道中、舞を披露して義宣を慰めたものが、ささら舞の原型だと地元では言い伝えられている。武家屋敷通りの広場や、白岩の雲巖寺で8月15日に演じられるが、今年については、直前にコロナ感染拡大の状況を見て判断するという。

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置



大木家の大木伸浩社長

ロシアがウクライナに侵攻してから4か月以上が経つ。
いまだ戦乱は続き、

ウクライナ国内の被害が連日報じられている。
この事態に、業界でも

ウクライナ避難民への人道支援の動きが広がっている。

愛知県豊橋市に本社を構える

ホール企業の大木家（大木伸浩社長）では、

全系列店に募金箱を設置し、

顧客と一体となって救済金を集める活動を展開した。

同社は、以前から「おたがいさま」という精神で

顧客にも協力を求めつつ、

積極的に地域貢献活動に取り組んできた。

青年海外協力隊として

海外で内戦に遭遇した経験をもつ大木社長に

ウクライナ支援や社会貢献に対する思いを聞いた。



豊橋市内にある「オーギヤWO」。賞品カウンターには「24時間テレビ 愛は地球を救う」のための募金箱を常設。ウクライナ支援のときは募金箱を別途用意するなど、熱心に顧客に呼びかけた。



「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動

侵攻から4か月で

市民4600人超死亡

2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻は4か月を過ぎても終結する気配をみせず、6月下旬時点で民間人にも4600人を超える死者が出たと伝えられている。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の日本の公式支援窓口・国連UNHCR協会によると、同国内で緊急の人道支援と保護を必要としている人は推定1570万人、国境を越えて近隣諸国に逃れた人は約800万人にのぼる。

こうした事態を受けて、日本でもウクライナに対する人道支援の動きが政府、自治体はもとより民間の企業・団体などの間で活発化している。

パチンコ業界では、組合・団体関係では山梨県遊技業協同組合（星野謙理事長）が4月14日、山梨県ボランティア協会の「地元山梨で出来るウクライナ支援」事業をサポートするため、同協会に20万円寄付した。

神奈川県遊技場協同組合（理事長・伊坂重憲氏）と神奈川県福祉事業協会（会長・同）は4月25日、神

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置



ウクライナ人道支援の寄付金を手渡す大木伸浩社長(右)。左は日赤愛知県支部の古橋啓太課長

奈良県に対して、県がウクライナ避難民のために確保している県営住宅5部屋分の家電・寝具など(230万円相当)を寄付した。

一般社団法人日本遊技関連事業協会(西村拓郎会長)も、社会福祉法人さほうと21がウクライナから来日した避難者向けに作成した日本語小冊子「はじめの500」(ウクライナ語版、ダリ語版)に支援した。

ホール企業では首都圏で店舗展開するピーアークホールディング

ス(本社・東京都足立区、庄司眞社長)が4月、食糧や生活必需品の支援活動を行なっている社会福祉法人福田会に100万円、パン・アキモトに50万円を寄付した。

愛知県を中心に店舗展開する大木家(本社・愛知県豊橋市、大木伸浩社長)は5月30日、日本赤十字社愛知県支部に人道支援金132万9098円を寄付。愛知県と岐阜県で店舗展開する真城ホールディングス(本社・名古屋市中区、真城貴仁社長)も同31日、同様の趣旨で100万円を日赤愛知県支部に寄付した。

大木社長を動かした 青年海外協力隊の体験

このなかで自らの海外での体験に重ねて、ウクライナで困難に直面する人たちへの思いを語るのが大木家の大木社長だ。同氏は大学卒業後、大手メーカー勤務を経た後、30歳で青年海外協力隊に応募、1993年から2年間、同隊の一員(システムエンジニア)として中東に派遣された。最初の派遣国のイエメンでいきなり遭遇したのが内戦だった体験をもっている。

「その頃のイエメンは北イエメン

と南イエメンの統一から日が浅く、派遣当初から国内情勢が不安定だったのです。内戦が勃発すると、1週間近く、居住地に爆弾が落ちないでほしいと祈る日々を送りました。ですから、いまのウクライナは他人事とは思えず、じっとしてはられませんでした」

救済金の寄付にあたっては、自社から拠出するだけでなく、顧客にも協力を呼びかけた。4月下旬から5月20日まで、系列のパチンコ店(21店舗)、レストラン(3店舗)、ゴルフ練習場に募金箱を設置。32万9098円が寄せられた。

「お客様にも協力していただき、力を合わせて少しでも多くの寄付をと考えました」と大木社長。同社では2000年から日本テレビ

系列「24時間テレビ 愛は地球を救う」に協力し、系列店に募金箱を常設している。2011年の東日本大震災時も募金箱を設置した。今回のケースで顧客に協力を呼びかけるのは自然な流れだった。

それにパチンコ・パチスロのような娯楽は平和な社会でこそ成り立つものだと、青年海外協力隊の体験で心底実感したことでもあったという。イエメン、その後向かった当時の世界最貧国の一つエチオピア。動乱や貧困をまじかに見て、人間に必要な娯楽と、それを支える平和な社会のありがたみを感じたという。

「いまの自分たちの日常に感謝し、ウクライナに平穏な毎日が訪れてほしい、困難に直面している人たちのために何かをしたいと望む気持ちはお客様も一緒だと思えます」と強調する。

自店の顧客と一緒に 地元の森づくりを汗

そんな同社の社会貢献活動の根底にあるのは「おたがいさま」の精神で、活動対象の相手と自社(会社、社員)の双方にメリットのあるスタイルを目指している。そ





「オーギヤの森づくり」に豊橋市民とともに汗を流す社の社員。全日本社会貢献団体機構(現・パチンコパチスロ社会貢献機構)の第12回社会貢献大賞の優秀賞を受賞した



認知症サポーター養成講座を受講する社員たち。認知症啓発イベント「RUN伴」にも協賛し、第15回社会貢献大賞の優秀賞を受賞した

うすることで互いの関係が長続きもするし、笑顔の輪も広がると考えている。パチンコ店は地域のコミュニティスペースで、それはサービスを提供する側と受ける側が一体となって築き上げるものだといわれるが、社会貢献も同様であるということのようだ。

たとえば、「オーギヤの森づくり」はNPO法人穂の国森づくりの会の協力のもと、09年から続けられている東三河地域の森林の保全・育成活動で、毎年11～12月になると顧客にも呼びかけ、ボランティア参加の社員と一緒に豊橋市内の国有林で枝の剪定や下草刈りを行なっている。

大木社長が同団体の役員をしていただくこともあり、企業にも協力を呼びかけようという話になったときに真っ先に手を挙げたという。ボランティア参加の社員からは「長年続け、手入れをしている森林に愛着がわいてきた。これからも続けたい」との声が聞かれる。

「認知症サポーターの養成及び啓発イベントへの参加」にも10年近く取り組んでいる。厚生労働省が全国キャラバン・メイト連絡協議会を通じて各地で開催している認

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置

知症サポーター養成講座を社員が積極的に受講し、認知症者や高齢者に優しい街づくりへの貢献を目指している。

現在、同社には300人以上の社員がいるが、そのほぼ100%が同資格取得者。新入社員は研修の一環として受講することになっている。今春入社した新卒16人、キャリア社員（アルバイトからの社員登用）6人の計22人も全員が同資格を取得した。

さらに、この取組みに伴って、協賛することになったのが「RUN伴」。認知症の人たちとともに生きる街づくりを目指し、患者や家族、地域住民らが全国でタスキを繋ぎながら走る認知症啓発イベントで、社員もボランティアとして伴走者などを務めている。

これは14年当時、オーギヤ彦根店（滋賀県彦根市）の従業員らが参加を提案したのがきっかけで、同イベントが愛知県内でも行なわれるようになったため、企業として協賛し、毎年中心メンバーとして参加することになった。大木社長は「認知症サポーターの資格取得を推進することにした狙いや、そもそもその当社の社会貢献への姿勢

が社員一人ひとりに理解してもらえているといふことだと思います」と表情をほころばせる。

ホール経営70周年で 社会との共生を再確認

そのほか、地元・豊橋市の青年会議所が立ち上げた「とよはしまちなかスロータウン映画祭」にも02年から協賛。空き店舗が散見される同市の街中を映画で活性化させようという催しで、青年会議所の理事をしていた関係と父である大木正好会長が映画好きであることから、迷うことなく参画を決定した。



東日本大震災では顧客にも参加を呼びかけ、2回にわたって宮城県東松島市でボランティア活動を行なった

協賛企業が各社1本ずつ上映したい映画のフィルムを用意する決まりなのだが、単に調達するだけでなく、グループ企業のレストラんで毎回コラボレーション特別メニューを用意し、催しの盛り上げりに花を添えている。

自然災害による被災地の復興支援にも積極的で、11年の東日本大震災ではボランティアチームを2回に分けて宮城県東松島市に派遣。ここでも来店客に参加を呼びかけ、社員と顧客が一緒になって民家の泥出しなどに汗を流した。

こうした「社会と共に生きる」企業文化が確立されたのは特にこの

20年余り。大木社長の「社会的に認められる企業になりたい」という強い思いからだったという。

同社は1946年、大木社長の祖父の故・大木敏夫氏が豊橋市で開業した料理飲食旅館が事業の原点。50年の大木家設立を経て、52年に室内遊技場をオープンし、今年でホール経営70周年を迎える老舗のホール企業だ。しかし、大木社長が社長に就任した2001年当時は、業界の社会的認知がまだまだ低く、「パチンコ店というだけで一段低く見られていました」と振り返る。

そこで誓った社会的地位向上にかける思いと、青年海外協力隊での体験が熱心な社会貢献活動の原動力になったようだ。社会貢献活動に積極的に取り組むなかで、ホール経営の業績は上向き、人材も集まるようになったと笑顔を見せる。

最後に、大木社長は「社会と共に生きるという謙虚な姿勢を忘れて、我々の業界の未来はありません」とウクライナの人たちへの思いを語り、「今後何かできることがあれば」とさらなる人道支援に前向きだった。

各種の集客方法と 景表法・総付景品ガイドライン との関係



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東

京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修

士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企

業関連の民事事件を手がける

1 各種の集客方法と

その問題点

長期的な客離れに悩まされるパチンコホール業界にあっては、常連客の囲い込みと新たなファン層の獲得のために様々な集客方法が試みられているが、その例として、ホールの営業所に併設された飲食店の割引券・無料券を配布したり、懸賞を実施したりすることが挙げられる。

これらの方法は、いずれも客(見込客を含む)に経済的利益を与えるものであり、これらの経済的利益は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法・景表法)にいう景品類(顧客誘引の手段と

して取引に付随して提供する経済上の利益)に該当し(同法2条3項、同法の規制対象となると同時にホール五団体(現在は四団体)の制定した総付景品等の提供に関するガイドライン(総付景品ガイドライン)の規制対象となる可能性がある。

その他、ホールの営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の仮設の店舗(露店)を出店させたりする例もある。

この方法も、同じく、景表法の規制対象となると同時に総付景品ガイドラインの規制対象となる可能性がある。

なお、いずれの集客方法についても、その告知がいわゆる出玉イベントを暗示するような表現となっている場合には、広告宣伝規制(風適法16条)に抵触する可能性もある。

2

ホール併設飲食店の 割引券・無料券について

そもそも、ホール併設のカフェやレストラン等の飲食店のような風俗営業の営業所内の別の種別の営業が許されるのは、「(風適法が)：風俗営業の種別に応じて必要な規制をしていることから、同じ者が同一の営業所において異なる種別に係る許可を重ねて受けることは原則としてできない」(解釈運用基準第12・1(2))とされていることの反対解釈から導かれる。このような他の種別の営業は、風俗営業の許可とは無関係だから、第三者にこれを委ねたとしても、名義貸しの禁止に違反することもない(風適法11条)。

ホール併設の飲食店の割引券・無料

券については、一方で、景表法にいう「経済上の利益」(同法2条3項)に「:通常の価格より安く購入できる利益」も含まれることから(不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(定義告示)1項4号)景品類に該当する可能性があり、

他方で、自店で提供する商品やサービスに関する「正常な商慣習に照らして値引」と認められる経済上の利益は(景品類に)含まないともされていることから(定義告示1項)景品類には該当しない可能性もある。

しかし、ホール業者とは無関係の第

ホール業者が、集客方法として営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の露店の出店を招致することがある。

露店の出店招致については、

ホール業者が出店費用(屋台や商品の運賃等)を補助したり、売れ残りが出たら買い取る合意をしたりしたとしても、独立した経済主体の取引行為なのであるから、基本的に問題になることはない。

しかしながら、ホール業者からの利益補填により、露店で特別な割引価格で商品やサービスを提供すると、割引分相当額が総付景品類に該当することになる。

何故なら、先述のとおり

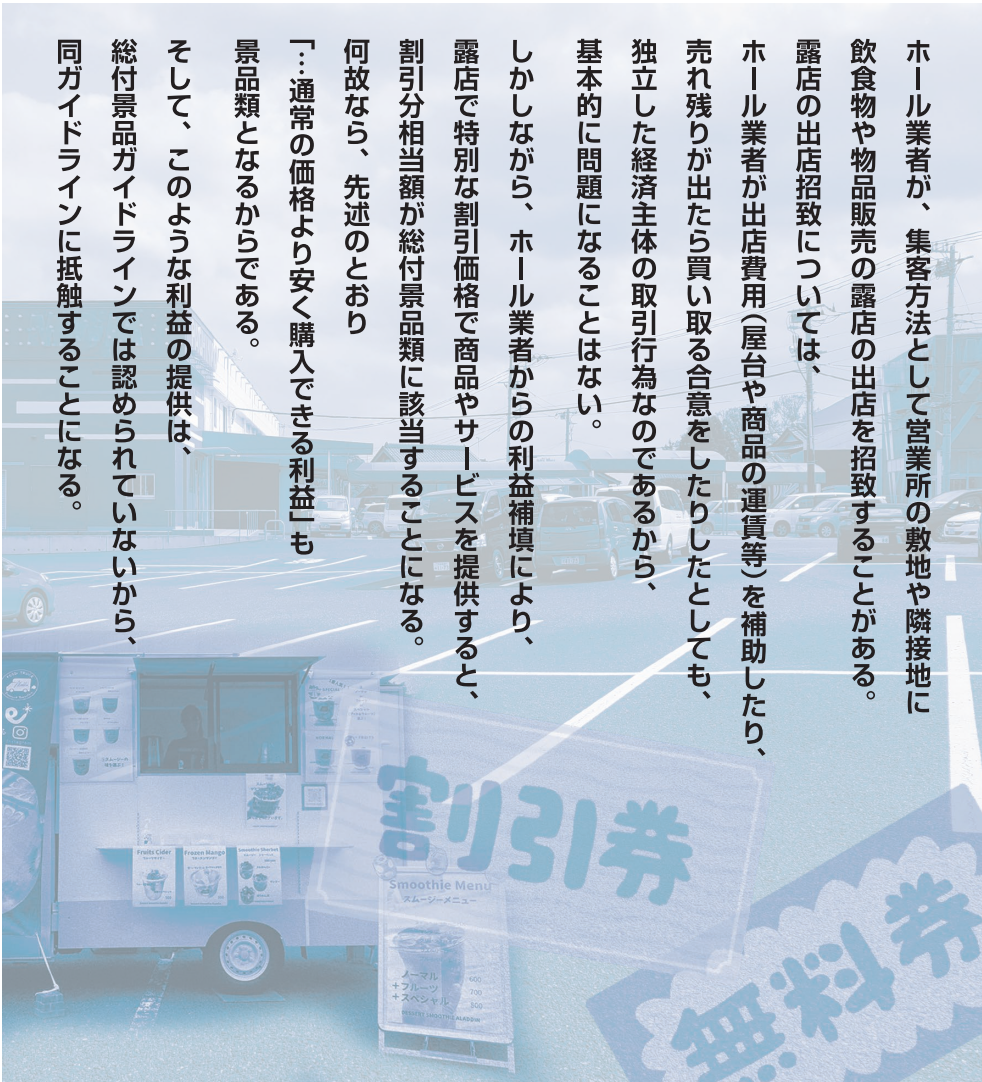
「:通常の価格より安く購入できる利益」も景品類となるからである。

そして、このような利益の提供は、総付景品ガイドラインでは認められていないから、同ガイドラインに抵触することになる。

三者がホール併設の飲食店を営業している場合、ホール業者がその割引券・無料券を配布すると、自店で提供する商品やサービスについての値引きではないから、景品類に該当することになり、景表法及び総付景品ガイドラインの規制対象となる。この場合、同ガイドラインは、菓子類、飲料、ティッシュその他の日用雑貨及び来店ポイントしか景品として提供することができないとしているので(同ガイドライン2条)、これに抵触することになる。

また、ホール業者が自らホール併設の飲食店を営業している(営業主体が同一である)場合であっても、ホール営業と飲食店営業は別個の営業であるから、例えば、ホールのサイトやSNSで併設の飲食店の割引券・無料券がダウンロードできるようなシステムであったりすると、ホール営業のための顧客誘引の手段となり、飲食店営業のための「正常な商慣習に照らして値引」とは認められないから、同じく景品類に該当することとなり、総付景品ガイドラインに抵触することになる。

これに対し、ホール併設の飲食店を営業しているのがホール業者自身であっても、また第三者であっても、飲食店として独自に割引券・無料券を配布



するのであれば、「正常な商慣習」の範囲内である限り景品類に該当せず、景表法や総付景品ガイドラインの規制対象とはならない。

3 ホールの懸賞による景品類の提供

懸賞とは、くじ、特定の行為の優劣又はクイズの正誤により、誰にどのような景品類をプレゼントするかを決める方法である（懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（懸賞制限告示）1項）。

これに対し、総付景品とは、懸賞によらないで提供する景品類をいうから（一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（総付制限告示）1項）、懸賞による景品類の提供については、総付景品ガイドラインの規制の範囲外となる。

景表法上、懸賞により提供される景品類の価額の上限は、商品・サービスの購入や来店を応募の条件とする一般懸賞の場合、取引価額（パチンコでは貸玉料金が百円からであれば、これが取引価額となる）の20倍とされるが（懸賞制限告示2項）、これらを条件とせず誰でも応募できるオープン懸賞については

上限の規制はなく、例えば1億円の現金を景品として提供することも可能である。実際に、ホール併設の飲食店がオープン懸賞で高級外車を景品として提供した例もある。

とはいえ、オープン懸賞であっても、高額な景品がゲットできることを告知したりすると広告宣伝規制等に抵触することになり、また、例えばホールで懸賞の抽選会等を開催したりすると各都道府県の風適法施行条例で禁止されている「著しく射幸心をそそる行為／営業方法」の禁止に抵触することになる。

4 ホール敷地等への露店の出店

ホール業者が、集客方法として営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の露店の出店を招致することがある。

露店の出店招致については、ホール業者が出店費用（屋台や商品の運賃等）を補助したり、売れ残りが出たら買い取る合意をしたりしたとしても、独立した経済主体の取引行為なのであるから、基本的に問題になることはない。

しかしながら、ホール業者からの利益補填により、露店で特別な割引価格で商品やサービスを提供すると、割引

分相当額が総付景品類に該当することになる。何故なら、先述のとおり「：通常の価格より安く購入できる利益」も景品類となるからである。そして、このような利益の提供は、総付景品ガイドラインでは認められていないから、同ガイドラインに抵触することになる。

ところで、一部ではあるが、組合の自主規制で営業所内への露店の出店招致を禁止している例がある。しかし、露店の出店には客寄せとしての意味がなく、客の射幸心をそそるおそれはないのであるから、かかる自主規制には合理性が認められない。

仮に、18歳未満の年少者が入場してしまうことを防止するという理屈で自主規制をすることで、客として営業所に立ち入らせること（風適法22条1項5号）とは、「：遊技をする客として立ち入らせることをいい、十八歳未満の者を営業所に単に立ち入らせることをもって直ちに同号の違反になるわけではない」（解釈運用基準第17・9(4)）とされているのだから、年少者が露店の射的場やクレープ屋を目当てにホールの営業所内に立ち入ることは基本的に問題となるものではない。

残念ながら、行き過ぎた自主規制であると云わざるを得ない。



店長に求められる知識

業界知識 XXVII

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知っておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。今回取り上げるのは、風適法におけるパチンコ店の管理者の業務についてです。パチンコ店の管理者である店長には必須の知識なので、しっかりと学んでおきましょう。法令を遵守しなければならない管理者には一定の要件があります。最初の問題は管理者の人的資格に関するものです。

管理者の人的資格

【問題】

風適法第24条「営業所の管理者」で定められている管理者に選任できる条件として、正しいものはどれか。

【選択肢】

- a : 覚せい剤中毒者
- b : 暴力団の準構成員
- c : 3年前に風俗営業許可の取り消しを受けた者
- d : 10年前に交通事故で1年間の禁錮刑を受けた者

【回答分布】

- a : 2・2%
- b : 0・0%
- c : 22・3%
- d : 75・5%

【正解と解説】

正解はdです。

風適法第24条「営業所の管理者」第2項では、管理者になることができない者の条件を以下の通り、定めています。

- 未成年者
- 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者
- 破産者で復権を得ていない者
- 暴力団構成員、準構成員
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者
- 1年以上の懲役か禁固刑、

もしくは、一部法令違反で1年未満の懲役か罰金刑を受け、刑期終了後5年を経過しない者

● 風俗営業許可の取り消しを受けて5年を経過しない者

(※注)

一部法令違反：風適法、刑法、組織的犯罪処罰法、売春防止法、児童売春処罰法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、出入国管理及び難民認定法、労働派遣法の一部

dは禁錮刑を受けてから10年が経過しているため、管理者の資格を有しています。

風俗営業の管理者は、健全な営業を行うための統括責任者として、営業所ごとに1名選任することが定められています。

次に、管理者の業務にはどのようなものがあるのかを問題を解きながら学びましょう。

管理者の業務

【問題】

風適法に定められる営業所の管理者の業務として、誤って

いるものはどれか。

【選択肢】

a：営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行う。

b：営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に関する計画を作成する。

c：未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告し、その他必要な措置を講ずる。

d：遊技産業健全化推進機構が営業所に対して実施する立入検査に立ち会う。

【回答分布】

a：25・4% b：7・7%
c：7・0% d：59・9%

【正解と解説】

正解はdです。

営業所の管理者の業務は、風適法施行規則第38条「管理者の業務」に記されています。aは第5項に、

bは第1項に、cは第7項にそれぞれ記載があります。

dは、一般社団法人遊技産業健全化推進機構の立入検査実施要綱第6条第4項に「立入検査は、それを行う営業所の従業者又は管理者その他の従業員の立会いの下で行う」とあるため、必ずしも管理者でなくともよいこととなります。従ってdが誤りであり、正解となります。

また、管理者は、経営者や従業者が法令を遵守して業務を行うために必要な助言、指導を行い、業務の適正な実施を確保することが求められています。

公安委員会は管理者の業務を適正に実施させるため必要と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、管理者に対する講習を行うことができます。それだけ、管理者の責任は重いのです。

管理者の業務内容、義務について風適法や施行規則で確認しておきましょう。また、遊技産業健全化推進機構が実施する検査は、管理者が不在であっても実施されます。

なお、風適法施行規則第38条

従業者名簿

「管理者の業務」には、第8項に「従業者名簿及びその記載について管理すること」も挙げられています。次の問題は、その従業者名簿に関するものです。

【問題】

風適法第36条で定められている「従業者名簿」に関する記述として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

a：従業者名簿の記載事項には、住所、氏名、生年月日、本籍地が含まれる。

b：雇用関係のない派遣労働者（ホールスタッフ）も記載義務がある。

c：適正な管理がされていれば、電子データとしてパソコン上に保管してもよい。

d：退職者の従業者名簿は、退職日から3年間の保管義務がある。

【回答分布】

a : 47・3% b : 6・0%
c : 40・2% d : 6・5%

【正解と解説】

正解はaです。

風適法内閣府令第二十五条「従業者名簿の記載事項」には、以下の通り記されています。

法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

風俗営業の管理者には、従業者名簿を管理する義務があります。以前は本籍を記載する義務がありましたが、現在は社会的差別の原因になりうるという理由で廃止されています。

従業者名簿は雇用関係の有無にかかわらず、営業時間中に従来の業務に従事する労働者すべてが対象となります。派遣スタッフが1日だけ働いた場合も記載が必要で、また、ワゴンサービスや清掃スタッフ、警備員などもパチンコ店がお客様に提供する日常的なサービスに携わっているため、従業者名簿の記載対象となります。

また、必要事項が記載されていない、必要に応じてすぐに表示できるのであれば、パソコンにデータとして記録しても構いません。名簿の保管義務期間が退職日から3年間であることにも注意しましょう。

さらに、「客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること」もパチンコ店の管理者の業務として挙げられています。

次の問題は、遊技産業健全化推進機構が実施する「依存防止対策調査」に関するものです。

依存防止対策調査

【問題】

2020年1月から遊技産業健全化推進機構により開始した依存防止対策調査の項目として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

a : 乳幼児の車内放置撲滅の

案内

b : 子どもの事故防止、子連れでの入場禁止の告知物の掲示

c : ATM設置の有無

d : デビットカードシステム設置の有無

【回答分布】

a : 13・3% b : 15・5%
c : 35・6% d : 35・6%

【正解と解説】

正解はaです。

依存防止対策調査の項目は、以下の通りです。

1 RSNの相談窓口告知ポスター(またはステッカー)の掲示

2 安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習の受講者の有無

3 安心パチンコ・パチスロアドバイザーのポスターの掲示

4 安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置

5 18歳未満立入禁止の告知物の掲示

6 18歳未満と思われるお客様への年齢確認の実施

7 子どもの事故防止、子連れでの入場禁止の告知物の掲示

8 自己申告・家族申告プログラムの導入および告知状況

9 のめり込み防止標語の使用等

10 依存防止対策に関する従業員教育の実施

11 お客様への適度な遊技方法の案内

12 ATMの設置の有無

13 デビットカードの設置の有無

現在、依存防止対策調査を受け入れているホール数は7947件(6月末現在)となっています。

◆
今回は風適法における管理者の業務を取り上げました。風適法で第4号営業に分類されているパチンコ店には、他にも遵守すべきことがあります。次回も、パチンコ店が守らなければならない規制について学びます。

競艇世界

銀世界の

文・綾小路 查

154

新たな挑戦

後編

前編のあらすじ…パチンコホールのお客さんが減ったが、その人たちは今どこに行つたのか。一方、競艇の売り上げは好調のようで……

競艇場の近くにわざわざ作つたのだから、特に競艇の情報は重要だ。

コロナ禍における競艇は、ナイター開催、そして昨年末からミッドナイト開催がテスト的に開始されたのだという。

それにより、仕事を終えたサラリーマンが自宅でネット投票を行うようになり利用者が増えた、という調査報告。

なるほど。

うちの店舗近くの競艇場はナイター開催やってなかったので重要性がわからなかったが、今はネット投票で全国の競艇場のレースが買えるわけだから、夜、自宅にいながらにして

投票ができるというのはニーズに合っていたのか。

しかも、経営企画部の調査によると、競馬や競輪、そして競艇などは口座を開設することでポイントがついたり、指定されたレースを買うとポイントがついたりして、実質、キックバック的な要素もあるという……。

ん？それっていわゆる「ノミ屋」の手法じゃないの？いいの？。

高額配当は打ち切りで払い戻すけど、お客さんには1割バックしたりする、ヤクザ者がやっている私設投票所、いわゆるノミ屋と言われるものや、り口だよ、それって。

うわあ、さすがにそれはウチの業界では取り入れられないや。

パチンコでそんなことやってたら怒られるどころか事件化されて摘発されそうだけぞ。

報告は続く。

経営企画部と店舗との合同調査による、来店しなくなったお客さんの行動変化について。

コロナ禍後、来店しなくなったおじいちゃん、おばあちゃんは、その家族がコロナ感染をおそれてパチンコに行くのを止めたりするうち、熱が冷めたというか継続性を失って、今はパチンコでない余暇を楽しんでいることも多いということがわかったのだという。

しかも、ギャンブル好きというおじいちゃんなどは、息子がタブレットを渡して競馬や競艇のネット投票が楽しめる環境まで整えていたというケースもあったようだ。

一度離れた心を取り戻すのは難しい。この層へのアプローチも難しいだろうな、と思った。

まだまだ報告は続く。

「社長、それだけではありませんよ。実は今年の3月25日に『ギャンブル等依存症対策推進基本計画』という国の施策が改定されたんですけど、宝くじについてはギャンブル依存の範疇に入れた方がいいという声もあったのですが、結局そのまま、その後、宝くじは4月から新たな取り組みを開始したのです。クイックワン

裏世界の銀

という、ネットで宝くじを楽しめる仕組みです。もちろんクレジットカードなどにも対応しています」

このクイックワン、購入後ゲームにチャレンジすると当たりハズレが出る、というもの。今のところゲーム自体はあまり面白くないものばかりだそうだが、報告者の私見では「これはおそらく世論の批判をかわすための方策」と思われる、とのこと。

要は、スクラッチくじをオンラインにアレンジしたもの。

または、ガチャのようなものだ。

スマホのゲームのようなガチャ演出とかが入ったら、これは大化けするかもしれない。

というか、オンラインカジノであるようなポーカーやバカラなどをうまくアレンジしたら……これはもう俺達では太刀打ちできない……。

6店舗の店長達も同じように感じていたらしく、暗い顔でうつむいてた。

店舗閉鎖、事業縮小を覚悟したのだと思う。

が、社長としての俺は、当分パチンコ事業を縮小するつもりはない。

状況が厳しいことはわかっているの
で、全社的な人事異動や経費削減など
でまずは踏ん張ってみたい。

その決意を改めて周知し、会議は終
わった。

その後も俺は、ITやインターネッ
トとパチンコとの関係について考え
ていた。

今、IT業界でのキーワードは「XR」らしい。

XRは、「VR(仮想現実)」「AR(拡張現実)」「MR(複合現実)」といった
先端技術の総称。

そこから「メタバース」という、オ
ンライン上に構築された3次元の仮
想空間で自分の分身「アバター」を操
作して楽しむというコンテンツが注
目されているという。

日米の大手IT企業が軒並み参入し
ていて、恐ろしい速さで発展してい

るらしい。

この空間で、パチンコホールが営業
できればいいんだけどなあ。

無理とわかっている、俺はそんなこ
とを考える。そう、無理なのだ。

対処療法で切り抜けてはいたが、あ
の経営会議から3か月たっても、営
業状況は改善しなかった。

「縮小するつもりはない」と言い切
ったばかりなのに。

パチンコ事業のうちまず2店舗を
閉鎖して、土地を貸与することにす
るか。

残された手はそれしかない。

本当に、それしかないか？

まだ見落としている手だてがある
んじゃないか？

いや、正直に言ってしまうと、「手だ
て」はある。

ずっと頭の片隅にチラついていた
けど、あえて考えないようにしてい

たことが。

知ってはいるが、絶対に手はつけま
いとしていたアレ。

裏モノだ。

いやいや、ダメだ。

ウチは親父の代から遵法精神でや
つてきているんだ。そこは間違えて
はいけない。

しかしなあ……。

そんな折、店舗の縮小について相談
したくて、まずは飲み会という名目
で幹部に集まってもらった。

コロナ禍でしばらく飲み会は控え
ていたが、やっと緩和されてきたの
はありがたい。

久しぶりに仲間と飲むビールは最
高だ。

その時、幹部の1人が闇スロの話
をした。

最近、闇スロが摘発されたニュー
スがあった。

店舗関係者だけでなく客も逮捕さ
れていた。

「どうやら、もともと普通のパチンコホールを経営していた関係者が運営していたらしい。」

たぶん、俺と同じで本業がうまくいかなくなって手を出したのだろう。

切羽詰まって、闇スロに手を染めてしまった元業界関係者の気持ちは、俺もよくわかる。

「それにしても、なんで日本国内でやるんでしょうね？日本の法律が適用されにくい他の国に行つて主催すればいいのに……」

「ん？海外で闇スロを営業するってこと？だったらラスベガスとかマカオとか行くよね？」

「実店舗じゃなくて、海外でオンラインカジノを立ち上げればいいんじゃないですかね？主催は海外法人だけど、日本人の裏スロ好き向け、みたいな」

確かに、その場合は主催者は日本の法律には縛られないな。でも……。

「でも、日本国内からアクセスして遊んだお客さんは賭博罪で捕まるんじゃない？それ」

「あー。そうですねえ。となると、お客さんも集まらないか……」

オンラインカジノか、その手もあるか……。

裏モノ、闇スロ、オンラインカジノ。思いつく手だてが全部危ないヤツじゃないか……。

でも、雇用を守るためにオレが犠牲になることも必要なかもしれない。闇スロの経営者もそう考えたのかな。

いや、ちょっと待て。オレが捕まったら会社自体がアウトか？

本当に、どうしたらいいんだろう……。

握りしめていたコップの中のビールは、すっかりぬるくなっていた。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いているが、現実が存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

編集後記

落語家立川談志は、ソ連を揶揄する小噺もよく作った。覚えてるのは、「ソ連のブレジネフ書記長と、米大統領カーターが国の威信を掛けてマラソン競技で対決した。若いだけに米大統領が勝った。翌日のプラウダの報道は、『我が国の偉大な指導者ブレジネフ書記長は、堂々の2位であったが、米大統領は、ビリから2番目であった』というものだった」。

2人で走った結果、1位を「ビリから2位」と表現しているので、ま

子供だまし

んざら嘘ではない。子供だましのテクニクに長けているソ連を、風刺したのだ。

いまあらためて、その伝統が今のロシア政府の言動に根付いていることを思い知らされる。ズバリ言った談志師匠が懐かしい。(M)

新横浜駅から西に向かう新幹線ホーム。ある日のこと、入線してきた電車の案内表示には「団体専用」と表示されていた。おそらく修学旅行なのだろう。

その時、思い出したのが40年以上前の高校時代の修学旅行。当時、わくわくしながら

新幹線で上京した。しかし、どこに行つたかという東北なのだ。

東京駅に着いて東京で一泊した後、翌日は早朝たたき起こされてバスに乗せられ、その後は強行軍で東北各地の観光地を見る

修学旅行

光地を見る間も無く移動につぐ移動であった。しかも毎晩のようにバカ騒ぎしていたからバスの移動等ではほとんど寝ていて観光地を見た記憶もほぼ無い。

でも楽しかったな……(H)

1年ぶりにギックリ腰になった。1年前は軽度だったが、今回は重症で、1週間寝たきりの生活を余儀なくされた。重症は約20年前に初めて発症して以来。シャワー中、突如腰に電流が走った。

体に筋肉がなさすぎると整形外科で指摘されたのは約20年前。1年前の再発時にそれを思い出し、しばらくは長めのギックリ腰再発

ギックリ腰再発

散歩を続けた

が、いつのまにか過去の話にしたのがまずかったかと思っただが、後の祭りである。ストレッチはするようになったが、日々老いる体に不安は募るばかりだ。(N)

推進機構では今夏から、



夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います